

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 24 年 12 月 10 日（月曜日）
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 52 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、田村誠委員、大宮惇幸委員、千葉伝委員、
工藤大輔委員、郷右近浩委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、工藤担当書記、星野併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、杉原農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、
大村技術参事兼漁港漁村課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
及川農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、
渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
石田水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、
佐藤競馬改革推進室特命参事、高橋競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 7 号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）
第 1 条第 2 項第 1 表中
歳出 第 6 款 農林水産業費

第2条第2表中

第11款 災害復旧費

第4項 農林水産施設災害復旧費

第3条第3表中

2変更中 1

- イ 議案第15号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中
別表第6の改正関係
- ウ 議案第24号 岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて
- エ 議案第29号 農地海岸保全施設災害復旧事業小谷鳥地区堤防工事の請負契約の締
結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第30号 船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- カ 議案第31号 大槌漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求め
ることについて
- キ 議案第32号 吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求
めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、郷右近浩委員は、遅参する旨の報告がございましたので、御了承を願います。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○東大野農林水産部長 委員会冒頭にお許しいただき、報告とおわびを申し上げます。

まず、12月7日の地震及び津波に伴います水産関係の被害の有無の確認の途中経過について報告させていただきます。12月7日17時18分に三陸沖を震源地とするマグニチュード7.3の地震が発生いたしました。震度ですけれども、内陸北部で5弱、それから沿岸北部、南部、それから内陸南部は4という震度でした。これに伴いまして、津波が発生いたしました。津波注意報が17時22分に発令され、本県では津波注意報でしたが、18時26分に久慈で20センチ、それから18時45分に大船渡で20センチの津波を観測いたしました。この津波注意報は、19時20分に解除されております。

被害状況の確認ですけれども、水産関係の陸上施設、養殖施設については、今のところは被害の確認はされておられません。ただし、まだ海が荒れてございますので、そのしげがおさまり次第、確認を続けさせていただきます。

それから、漁港関連施設につきましては被害がございません。また、水産技術センター、栽培漁業センターの種苗施設についても被害はございません。

なお、久慈市漁協所属の方、おひとかた、行方不明になっておりますが、きょうも捜索が継続されております。以上、7日の地震、津波関係の報告をさせていただきます。

次に、県職員の交通事故につきましておわびを申し上げます。去る12月3日、当部職員が公用車を運転中、道路横断中の歩行者に重傷を負わせ、岩手警察署に逮捕されるという交通事故が発生いたしました。冬の交通事故防止県民運動が行われている期間中でございます。このような時期に公用車による交通事故が発生いたしましたことは、公務に対する県民の信頼を損なうものでありまして、まことに遺憾であり、この場をおかりして深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。農林水産部といたしましては、今回の事態を受けまして、道路交通法を初めとする法令の遵守、改めて一層の徹底を図りたいと考えてございます。県民の皆様の信頼の回復に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

○高橋昌造委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第7号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明許費補正中、第11款災害復旧費中、第4項農林水産施設災害復旧費及び第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の予算関係の議案について御説明を申し上げます。

議案（その2）の冊子でございます。5ページをお開き願います。議案第7号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第5号）であります。当部の補正予算は7ページをお開き願いまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費を16億4,724万5,000円増額しようとするものであります。今回の補正は、市町村が行う東日本大震災復興交付金事業の第4回申請に基づく所要額の補正のほか、放射性物質に汚染された牧草の保管に係る追加対策に要する経費等を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の20ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費の農業生産環境放射性物質影響防止支援事業費は、焼却処理までに一定の期間が見込まれます放射性物質に汚染された牧草、これのサイレージの腐敗などの劣化によりまして、廃汁の流出、液状になって外に漏れ出すこととありますが、これや悪臭の発生を防止するために、ペレット化に向けて牧草サイレージの水分低減化技術の実証試験を行い、安全、安心な保管技術の確立を図ろうとするものであります。

次に、21ページの4項林業費、4目造林費の森林整備事業費補助は、国の経済危機対応、地域活性化予備費を活用しまして、災害に強い森林づくりを推進するため、市町村や森林組合等が行う植栽や間伐等の森林整備に要する経費について補助しようとするものであり

ます。

22 ページをお開き願います。5 項水産業費、10 目漁港漁場整備費の漁業集落防災機能強化事業費補助は、漁業集落の防災機能を強化するため地盤のかさ上げや高台等の避難地、避難路の整備等を行う市町村に対して補助するものであり、国の東日本大震災復興交付金の第 4 回申請に基づきまして、所要の経費を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 2）にお戻りいただきまして 8 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表であります。11 款災害復旧費、4 項農林水産施設災害復旧費は、治山災害復旧事業の野田村前浜地区において、事業の計画調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難になったため 4 億 5,000 万円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。11 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正の 2、変更の表になりますが、事項欄の 1、漁港災害復旧事業は工事発注計画の見直しを行い、債務負担行為限度額を増額変更しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 農業振興費の農業生産環境放射性物質影響防止支援事業についてお伺いいたします。

これは、今説明がありましたように、汚染された牧草のペレット化が必要なために、ペレット化などを検討するという説明をいただきました。これは、どこで実証試験をやろうとしているのかというのが一つです。

もう一つは、今汚染牧草が大量に発生している市町村では、分散保管とか一時保管などを計画している自治体もありますけれども、この成果というのはいつごろ出るのか、その 2 点についてお伺いしたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 ただいまの質問で、牧草のペレット化に向けた水分低減の実証ですけれども、この場所につきましては現在一関市の有機肥料センター、堆肥センターですけれども、その場所にて実証試験を行うということにしております。こういう雪が降る季節ですので、既に準備は着手しております。これについては、一関市とか、農協と相談しながら連携してやっております。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました 2 点目でございます。汚染牧草の今の保管状況を踏まえて、今後の対応はということだろうと思いますが、汚染牧草につきましては、そのほとんどが現在畜産農家で区分保管されているという状況でございますことから、その負担を減らすために地域内で集中的に保管していくことが望ましいと考えてございまして、市町村と地域の実情や対応等について意見交換を行っているところでございまして、現時点で県内 2 市町、金ケ崎町、一関市でもって集中的な保管施設の設置要望がございまして、設置支援に向けまして、先般の 9 月補正で予算化をさせていただ

いたところでございます。

また、県南の一部の市町におきましては、今お話し申し上げましたとおり、地域での集中保管の設置が困難で、農家の負担軽減のための減容化の必要性、あるいは前段でお話し申し上げましたラップサイレージの劣化や牧草の腐熟が進んで悪臭など発生しているということで、県では引き続き一時保管の設置や焼却処理に向けました保管などのための減容化処理等につきまして、どのような支援ができるか現在関係市町村等と検討しているところでございます。来年度に向けましては、一関市で一時保管施設の設置に向けて動いているといったような話もございますので、まずは市町村とお話をしながら着実に保管処理に向けて対応していくということが必要だろうと考えてございます。

○高田一郎委員 これは、減容化なので、牧草そのものの容積がかなり縮小されるという、そして保管をなるべく効率的にやるということでもありますけれども、これはペレット化した以降についても、恐らく焼却処理をしていくのではないかなと思うのですけれども、ペレット化すれば焼却期間というのは少し短縮になるということなのではないでしょうか。

もう一つ、焼却処理についてのランニングコストというのは、県と市町村2分の1ずつ負担なのです。市町村にいろいろ聞きますと2分の1負担も大変な負担になってくるということで、県に対して全額持ってほしいという要望も出されております。減容化、ペレット化になることによって、焼却処理のランニングコストというのはどのように変化するのか、もしわかれば答弁いただきたいなと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 まず、ペレット化によって焼却期間が短縮化になるかというものの質問ですけれども、我々としてはペレット化によって必ずしも短縮化になるかどうかは検討しておりません。焼却が今鋭意検討されておりますが、いろんな困難がある中で、ラップサイレージの劣化に対応した――農家が非常に困っておりますので、それに対する早急な対応ということでやっておりますので、焼却期間の短縮化についてはちょっと検討しておりません。

それから、ランニングコスト2分の1の件ですけれども、農林水産部サイドとしては、全額県費負担でやっていますが、焼却につきましては県として所管部で2分の1ということで進めておまして、ちょっと私どものほうからはそれについての答えはいたしかねるところでございます。

○高田一郎委員 私が聞いているのは、減容化、ペレット化することによって、コストが少なくて済むのかということなのです。特に一関市、平泉町、奥州市などは、汚染牧草を焼却処理する量がもう大量ですから、ランニングコスト2分の1負担といっても、これは大変だという、そういう声が上がっているのです。それで、県で何とかしてほしいという要望も恐らく出されていると思うのです。これは、今実証試験をこれからやるので、わからないという答弁であれば了解しますけれども、このペレット化することによって、焼却処理の経費というものはどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 ランニングコストのところまで、我々もちょっと考えて

試算はしておりませんが、ただ、一般にラップサイレージを開封して裁断して焼却処理という工程を前処理として行いますので、このペレット化によって焼却施設におけるその工程はなくなりますので、直接的な焼却場におけるランニングコストは、もしかすると減るのではないかと推測されます。

○高田一郎委員 これから実証試験ですから、ぜひ研究結果を早く出して、保管形態の改善につなげていってほしいと思います。

そこで、ちょっと関連するのですが、農家の方々というのは汚染牧草の処理を早くしてほしいということと同時に、牧草の利用自粛を一日も早く何とかしてほしいというのが一番強い要求だと思うのです。それで、先日私は一関市の室根高原牧場という牧場にお邪魔しまして、実情を聞いてきました。250ヘクタール全ての市営牧野が除染の対象になって、そのうち50ヘクタールを除染したのですが、全て暫定許容値を上回っている。再除染しなければならないという状況です。再除染ということになりますと、代替飼料の確保とか、除染資材を確保しなければならないとか、市営牧野で言えば牧場経営にも物すごく大きな負担をしなければならないということで、これはしっかりとした除染をしなければ大変だと思います。

そこで、県は、工程表を作成して除染作業に取り組んでいますけれども、今の進捗状況はどうなっているのか。除染しても基準を上回るのです。そういうところはどの程度あるのか、その点についてまず具体的に数字を示していただきたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問のございました除染作業の進捗状況についてお答え申し上げます。

今年度の除染計画の面積につきましては、8,244ヘクタールでございますが、10月末の除染の進捗状況につきましては、播種まで実施したところが5,127ヘクタール、耕起まで実施が1,035ヘクタールで、合計で6,162ヘクタールと把握しているところでございまして、今年度の耕起不能箇所面積924ヘクタールを除きますと除染可能面積は7,320ヘクタールとなりまして、10月末の進捗率は84%となっております。現在も作業を実施している箇所もございまして、最終的には2月末をめどに除染の最終実績について整理していきたいと考えてございます。

もう一点でございますが、どの程度許容値をオーバーしているような状況になっているのかといったお問い合わせでございますが、県が実施している牧草地の再生対策事業につきましては、放射性物質の低減効果そのものについては認められますけれども、結果的に許容値をオーバーして十分な除染効果が得られていない事例も見受けられます。具体には、10月15日まで検査をしました牧草の効果検査の結果でもって、許容値をオーバーした事例は約6%の圃場で認められているところでございます。県では、先般もお話し申し上げましたが、7月の下旬に県の関係機関を構成員とする除染のプロジェクトチームを今立ち上げてございまして、この構成員に国の専門官も加えまして除染効果の評価なり対応を検討してございまして、最終的には年内中に、といっても今月中でございまして、今月中に

除染マニュアルを策定しまして、今後の除染に向けて対応することにしてございます。

○高田一郎委員 最後にしませぬけれども、除染マニュアルの作成については、年内中ということでありませぬけれども、具体的にいつごろ示されるのかという部分をまず1点お伺いします。

あとは、非常に物理的に除染が難しい、いわゆる急傾斜地等の除染については、これまで県の除染プロジェクトチームを立ち上げているんな実証試験とかを行っているというお話を前に答弁いただきました。実証試験というのは、随分かかっているのではないかなと思うのですけれども、いつごろその成果があらわれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問にございました除染マニュアルでございますが、来年度の除染に向けて、関係者に対しましてその周知徹底を図る期間というものも考慮して、年内中には作成したいと考えてございまして、年明け早々にオープンにしてみたいと考えてございます。

耕起不能箇所につきましては、今まで除染作業と並行いたしまして、除染対象となる全圃場の現地確認を進めてきてございます。主に公共牧場におきまして、急傾斜あるいは岩盤等によって機械が入らない等の理由でもって耕起不能箇所と判断された牧草地が全体で約2,200町歩程度確認されてございます。この耕起不能箇所の除染につきましては、今委員が申されましたとおり、県の除染プロジェクトチームにおける土壌の改良資材、土壌へのカリウム、ゼオライト投入による牧草の放射性セシウムの吸収抑制の実証試験、並びに国や他県の試験結果等も参考にしながら対応を検討して、これらの内容をもって今月中に策定する除染マニュアルに反映をさせたいと考えているところでございます。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号岩手県手数料条例の一部を改正する条例のうち当農林水産委員会に付託されております別表第6の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○及川振興・衛生課長 岩手県手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申

上げます。

恐れ入りますが、議案（その3）の10ページをお開き願います。議案第15号岩手県手数料条例の一部を改正する条例でございますが、恐れ入りますが35ページをお開き願います。表2の別表第6、農林水産事務関係手数料の第25項についてであります。養蜂業者が他の都道府県からミツバチを転飼しようとする場合の許可申請に係る審査手数料を定めておりますが、当該許可の根拠であります養ほう振興法が一部改正されたことに伴い、条例に所要の整備をしようとするものであります。

条例案の概要は、養ほう、みつばち、ほう群の字句の表記を平仮名から漢字に改めるものでありまして、手数料の額、その他に改正はございません。

なお、施行期日は、改正法の施行と同日の平成25年1月1日とするものであります。

以上で岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理に関する議案について御説明申し上げます。

議案では議案（その3）の47ページになりますが、お手元に配付しております岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者を指定することについての資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、議案の趣旨についてであります。平成25年度からの岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者として洋野町を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

指定管理者制度の導入背景についてであります。種市漁港海岸休養施設の指定管理につきましては、平成23年の4月から指定管理期間の管理者といたしまして洋野町を指定し

ておりました。ところが、3.11 東日本大震災津波によりまして施設が甚大な被害を受けたため、指定管理者制度による管理を中止していたところでございます。今般、被災しました管理棟、トイレ等の主要施設が平成 24 年度内に復旧する見込みとなったため、指定管理者による管理を再開するというものでございます。

指定管理の概要の指定期間についてでございますが、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。指定管理者候補者は、前回までと同様、洋野町でございます。公募によらず、外部等の委員で構成します選定委員会において事業計画を審査いたしまして、設定したものでございます。審査では、事業計画の内容とあわせまして、震災後においても自主的に施設を活用したイベントを主催するなど、積極的な施設活用を図ってきた実績等が評価されたものでございます。施設管理費については、施設使用料収入を管理費に充当する利用料金制を導入することとしておりまして、県費の支出はございません。

なお、指定管理者選定委員会は、9 月 24 日と 10 月 31 日の 2 回開催しております。今後の流れといたしましては、指定管理者の指定について議決をいただいた後に、年度内に管理協定を締結いたしまして、平成 25 年 4 月から指定管理を開始するというにしたいと思っております。

右のほうに、平面図と、下のほうに被災後の空中写真を載せてございます。平面図のほうのちょうど真ん中あたりにシーサイドハウスというものがございます。ここが管理棟でございます。更衣室とかシャワー、トイレ等がある施設でございます。その左側に機械室がございます。図面の右のほうに行きまして、キャンプ場の下のほうに炊事場、トイレというのがございます。

下のほうの被災の空中写真の右側に、小さい写真ですけれども、管理棟内部の写真があります。管理棟自体は津波では残ったのですが、1 階の内部はこのように浸水したものでございます。それから、炊事場、トイレ等は、その下にございますとおり、上屋が全部津波で飛ばされた状況になっていたというものでございます。

下のほうの復旧の工程でございますけれども、管理棟、トイレ、炊事場等が平成 24 年度内に完了する見込みということになっております。外郭施設は、若干平成 25 年まで入りまされども、おおむね来年の夏前までにはすべて完了するという予定になっております。

以上、岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理に関する議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 済みません、確認のため。これ自体に質問というわけではないのですが、種市の漁港以外に県内に海岸休養施設というのがどのくらい、ほかにもあるのかどうか。その指定管理というのは、どこになっているか教えてください。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 海岸休養施設というものは、ここだけになります。あと、そのほかにフィッシャリーナという名前では呼んでいるのですけれども、プレジャー

ボートを係留する施設がございます。それは、吉里吉里漁港でございますし、あとは箱崎漁港にもございます。この2カ所につきましては、依然として漁港のほうの復旧が進んでおりませんことから、ここの復旧はもう少し時間がかかるという状況になっています。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号農地海岸保全施設災害復旧事業小谷鳥地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸堤防復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案（その4）の1ページになりますが、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。議案第29号農地海岸保全施設災害復旧事業小谷鳥地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてですが、農地海岸保全施設災害復旧事業小谷鳥地区堤防工事の請負に関し、その契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は農地海岸保全施設災害復旧事業小谷鳥地区第1号工事、工事場所は下閉伊郡山田町船越地内、契約金額は14億4,165万円、請負者は株式会社銭高組・株式会社佐々木組特定共同企業体で、構成員は株式会社銭高組、住所は大阪府大阪市西区西本町2丁目2番11号及び株式会社佐々木組、住所は一関市山目字中野140番地5でございます。本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した農地海岸保全施設の機能を回復させるため、海岸堤防を復旧するものでございます。

説明資料の2ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札により行われたものでございます。入札の経緯ですが、入札公告日は平成24年10月19日、入札は同年11月15日、落札決定は同年11月22日となっております。入札参加資格の個別要件としましては、土木工事特A級または土木工事A級で、代表者はサンドコンパクションパイルまたはグラベルコンパクションパイル工事、

これは地盤改良工事でございますが、その実績を有する者としてでございます。入札参加申請者は10者で、入札参加者は10者となっております。入札の結果、株式会社銭高組・株式会社佐々木組特定共同企業体が13億7,300万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は85.79%となっております。

次の3ページは入札調書でございます。

次に、説明資料4ページには、工事の概要について記載してございます。被災状況については、中段の写真をごらん願います。②に堤防背後の農地の状況をお示ししてございます。小谷島農地海岸にあります海岸堤防がすべて損壊しておりまして、延長367メートルの堤防を復旧する工事でございます。予定工期は、平成28年3月15日としております。

めくっていただいて、説明資料5ページでございます。右側に小谷島海岸の位置図、中央には平面図に堤防復旧の工事範囲を赤で表記しております。また、下には、海岸堤防の被災前後の航空写真を掲載してございます。

なお、堤防の背後の農地についても被災しておりますが、復興交付金を活用し、災害復旧とあわせ行う圃場整備約8ヘクタールを別途実施することとなっております。

次に、6ページをお開き願います。6ページには、堤防の標準断面図をお示ししております。この工事は、堤防の基礎地盤が軟弱であるため、斜線で示した範囲をサンドコンパクションパイル工法によりまして地盤改良を施します。その後、堤防本体を土砂等で盛り立てをしまして、その表面を厚さ50センチのコンクリートなどで被覆するもので、従前の堤防高よりも4.8メートル高いT.P.プラス12.8メートルの堤防となっております。

以上、農地海岸保全施設災害復旧事業小谷島地区堤防工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 引き続き、お手元に配付してございます説明資料

に基づきまして御説明をいたします。

議案第 30 号船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は船越漁港災害復旧（23 災県第 612 号西防波堤）工事、工事場所は下閉伊郡山田町船越地先、契約金額は 7 億 2,555 万円、請負者は梨子建設株式会社、住所は盛岡市高松 4 丁目 20 番 20 号。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目をお開き願います。入札結果についてでございます。本工事は、一度入札公告をいたしましたが、応札者がございませんでしたので、再公告を行いまして、条件付一般競争入札の方法により行われたものでございます。入札の経緯でございますが、入札公告日、平成 24 年 10 月 19 日、入札、平成 24 年 11 月 15 日、落札決定、11 月 21 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または土木工事 A 級で、海中工事実績を有する者としております。入札参加申請者は 7 者で、入札参加者は 7 者となっております。入札の結果、梨子建設株式会社が 6 億 9,100 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 88.77%となっております。

次の 3 ページ目は、入札調書でございます。

次に、説明資料 4 ページには、工事の概要について記載しております。下のほうにあります平面図をごらんいただきます。漁港西側に位置しております陸側から海に向かいます防波堤が延びている西防波堤が倒壊しております、延長 287.5 メートルを復旧するというものでございます。契約金額は 7 億 2,555 万円、請負率は 0.8877 でございます。予定工期は、平成 26 年 3 月 15 日としております。それぞれ西防波堤の被災状況写真を載せております。

次に、資料 5 ページ目には、船越漁港の全体の平面図に施工箇所を丸印で示しているものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。防波堤が粉々になっている状況がわかります。

次の 6 ページ目には、標準断面図を記載しております。構造は、直立消波という上の方にあるものと、下のほうにあります傾斜堤というものでございます。すべて原形の復旧ということになります。

以上、船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 31 号大槌漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案第 31 号大槌漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は大槌漁港災害復旧（23 災県第 636 号）工事、工事場所は上閉伊郡大槌町安渡地先、契約金額は 10 億 3,215 万円、請負者は大豊建設株式会社・株式会社山長建設特定共同企業体、大豊建設株式会社の住所は東京都中央区新川 1 丁目 24 番 4 号、株式会社山長建設の住所は釜石市大只越町 1 丁目 2 番 15 号でございます。

ページをめくっていただきまして、入札結果の説明に入ります。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものでございます。入札の経緯でありませんが、公告日、平成 24 年 10 月 19 日、入札、11 月 15 日、落札決定、11 月 26 日となっております。入札参加の個別要件は、土木工事特 A 級または土木工事 A 級で、海中工事の実績を有する者としております。入札参加申請者は 5 者、入札参加者は 5 者となっております。入札の結果、大豊建設株式会社・株式会社山長建設特定共同企業体が 9 億 8,300 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 89.98%となっております。

次のページは入札調書でございます。

次に、説明資料 4 ページには、工事の概要について記載しております。左下のほうにあります平面図をごらんいただきます。大槌漁港にあります南防波堤が沈下及び倒壊しておりますして、延長 444.4 メートルを復旧する工事となっております。契約金額は 10 億 3,215 万円、請負率は 0.8998、予定工期は平成 27 年 2 月 21 日としております。

次に、資料 5 ページ目には、大槌漁港の全体の平面図に施工箇所を丸印で示したものであります。それから、漁港施設被災前後の航空写真を載せております。

次に、説明資料 6 ページ目には、標準断面図を記載しております。上の左側にありますのはセルラーブロックが沈下したものであるということで、上部工をかさ上げるもの、右側はケーソンが倒壊したということで、ケーソンを復旧するもの、下側にありますのは鋼管ぐいの防波堤ですが、沈下したことによりまして上部工をかさ上げるもの、以上すべて原形復旧ということになっております。

以上、大槌漁港防波堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 32 号吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案第 32 号吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は吉里吉里漁港災害復旧（23 災県第 618 号）工事、工事場所は上閉伊郡大槌町吉里吉里地先、契約金額は 6 億 3,420 万円、請負者は株式会社佐賀組、住所は大船渡市盛町字田中島 27 番地 1。

ページをめくっていただきまして、入札結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものでございます。入札の経緯でございますが、入札公告日、平成 24 年 10 月 19 日、入札、11 月 15 日、落札決定、11 月 22 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または土木工事 A 級、海中工事の実績を有する者としております。入札参加申請者は 2 者で、入札参加者は 1 者となっております。入札の結果、株式会社佐賀組が 6 億 400 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 98.89%となっております。

次の 3 ページ目は入札調書でございます。

次に、説明資料 4 ページには、工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、下のほうにあります平面図をごらんいただきます。吉里吉里漁港の西側に位置する防波堤が倒壊しておりまして、延長 175.86 メートルを復旧する工事となっております。契約金額は 6 億 3,420 万円、請負率は 0.9889 であります。予定工期は、平成 26 年 6 月 11 日としております。

次に、説明資料 5 ページ目には、吉里吉里漁港の平面図に施工箇所を丸印で示したものと、施工箇所の被災前後の航空写真を載せております。ほとんど防波堤が見えなくなっております。

次の 6 ページ目には、標準断面図を記載しております。上のほうが水中コンクリートによる復旧、下のほうが傾斜堤による復旧、いずれも原形復旧でございます。

以上、吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から第9次岩手県卸売市場整備計画の策定についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○泉流通課総括課長 第9次岩手県卸売市場整備計画の策定について御説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー1、流通課と書いたものお開きいただきたいと思います。この計画は、卸売市場法に基づき策定しているものでありまして、本県ではこれまでに8度策定してございます。一昨年の平成22年度に、国において第9次卸売市場整備基本方針が策定されたことを踏まえまして、本県におきましても第9次の計画について策定を進めることとしておりましたが、東日本大震災により県内24の卸売市場施設のうち20の市場施設が被災したことから、復旧の方向性を見きわめるため、計画策定の作業を一時保留していたところでございます。被災した卸売市場につきましても、応急復旧対策や代替施設の確保等により、一部を除き営業が再開されたことから、改めて卸売市場整備計画の策定を進めたいと考えておるところでございます。本計画は、今後4年間、本県における卸売市場の配置方針、卸売業者が取り組むべき事項について、国の定める卸売市場整備基本方針に沿って策定するものでございます。

策定のスケジュールについてであります。11月1日に農政審議会生産流通部会において審議いただき、11月12日から計画のパブリックコメントを実施するとともに、これまで県内4地域において説明会を行ったところでございます。今後いただいた御意見を踏まえ、さらに審議会にお諮りしながら、平成25年2月を目途に計画を策定することとしております。

次に、資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。この資料は、第9次岩手県卸売市場整備計画の考え方についてポイントをまとめたものでございます。1といたしまして、県内卸売市場の概況、2といたしまして、卸売市場を取り巻く状況及び課題、それから真ん中の下になりますが、国の第9次卸売市場整備基本方針のポイントを記載してございます。これらのことを踏まえまして、上に戻りますが、3としまして、卸売市場整備計画のポイントを記載してございます。

最初に、卸売市場の概況でございますが、11月1日現在、1番でございます。卸売市場の数は24、卸売業者数は27と、第8次卸売市場整備計画を策定いたしました平成17年度に比べまして3市場、2業者の減となっております。また、東日本大震災によりまして、県内では全壊16、一部損壊4の計20の卸売市場が被災し、18の卸売市場が応急復旧や代替施設の確保等により営業を再開してございます。また、取扱数量、取扱高につきましては、平成15年度に比べ、取扱量は10%の減であります。取扱高で約20%の減となっております。

次に、2の卸売市場を取り巻く状況及び課題についてでございますが、一つ目、卸売市場を取り巻く環境変化への対応として、人口の減少、少子高齢化、食の安全安心志向などの食料、消費への変化の対応、また生産者の大型化など産地構造の変化や食料専門店等の減少、市場経由率の低下など、流通構造の変化への対応等が必要とされております。

二つ目の丸でございます。卸売市場の機能の強化といたしまして、集荷力や販売力の向上、品質管理の高度化、経営基盤の強化等が必要とされております。

三つ目、社会的なニーズへの適切な対応の強化といたしまして、食の安全安心の確保や、環境に配慮した取組の推進等が必要と考えております。

ただいま御説明申し上げました卸売市場の概況や課題、さらに資料2の下にございます国の第9次卸売市場整備基本方針を踏まえまして、同資料の3に卸売市場整備計画の素案についてポイントとなる点を記載してございます。

3でございます。まず、この計画の策定趣旨でございますが、卸売市場が生鮮食料品等の流通拠点として、その役割や機能を十分に発揮していくための整備、運営の基本的な指針として策定するものでございます。

次に、計画期間でございます。国の卸売市場整備計画基本方針に合わせまして、平成27年度を目標年度とする4カ年の計画としております。

(3)の内容のところでございますが、大きく二つに分けてございます。一つは配置方針、もう一つが卸売市場の取組事項でございます。まず、配置方針であります。県内の卸売市場につきましては人口や生鮮食料品の需要動向、市場流通量の見通し、県内卸売市場の意向を踏まえまして、現在の24市場については存置と考えております。

次に、卸売市場の取組事項についてでございます。一つ目、近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的事項についてであります。都市計画等の整合性や施設利用の効率性の確保、生鮮食料品の品質管理の向上や加工処理等の機能強化、環境問題への積極的な取組推進等を取組事項として掲げております。

丸の二つ目でございます。取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的事項についてであります。これは、計画的な集荷活動による品ぞろえの確保やサプライチェーンマネジメントシステムの確立、生産者、需要者との連携による集荷力の向上、放射性物質等の検査体制の確立等を取組事項として掲げてございます。

三つ目、卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化に関する事項についてでございます。加工や貯蔵、保管、輸送機能の充実等による経営体質の強化、特色ある地場産品や規格外品等も加えた品ぞろえの強化を取組事項として掲げてございます。

最後に、その他の卸売市場の整備を図るために必要な事項についてであります。地場の農林水産物の積極的な取り扱い強化や、災害時でも業務を確実に継続できる体制の確立、県民と卸売市場との交流を深める機会の確保などを取組事項として掲げてございます。

次に、資料ナンバー3でございます。今のポイントをもとにいたしまして、第9次卸売市場整備計画の素案を検討しております。素案にありますとおり、第1に計画の趣旨、第2に計画の期間、第3が卸売市場を取巻く環境、3ページ目に記載してございます第4、卸売市場の適正な配置の方針、4ページ目の第5、卸売市場の取組事項を取りまとめて計画を策定していくこととしてございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○中南水田農業課長 先月末に国から公表、通知されました平成25年産米の生産数量目標の配分について御報告いたします。

農産園芸課の資料をごらんいただきたいと思います。まず、全国生産数量目標についてですが、国では平成25年7月から平成26年6月までの1年間の主食用米の需要見通しについて、平成8年から直近までの需要実績のトレンドから791万トンになるということ踏まえ、平成25年産米の全国生産数量目標は791万トンと設定しております。これは、前年度と比較して2万トン、0.3%の減少となります。

次に、都道府県別の生産数量目標の設定についてですが、これまでと同様、全国生産数量目標を都道府県ごとの直近6カ年の需要実績に基づき配分することを基本として設定されておりますが、この需要実績の算出に当たっては、米の需給調整の取り組みなどに対して一定の配慮がなされたものです。配慮された事項は3項目であり、1点目は生産調整の超過達成、すなわち生産数量目標を達成したことにより主食用米の水稲の作付面積が目標面積を下回った分の2分の1が需要実績に算入されたこと、2点目は県間調整による生産数量目標の減少分、3点目は過去に政府に売り渡され、備蓄米となっている数量と、これが算入されたこととあります。

次に、本県に対する生産数量目標の配分についてですが、本県に対しては28万6,350トン、前年と比較して3,880トン、1.4%の増加となり、面積に換算しますと5万3,720ヘクタール、前年と比較して720ヘクタールの増加に相当します。本県生産数量目標が増加した要因ですけれども、第1に販売促進の取り組みにより県産米の在庫が縮減して需要実績に反映されたこと、第2に、先ほど御説明した一定の配慮によりまして、本県のこれまでの生産数量目標達成の実績などが需要実績として算入されたことによるものであり、これまで本県が国に対して提案してきた内容が反映されたものと考えております。

2ページをお開きください。次に、今後の対応ですけれども、本県に示された生産数量目標に基づき、市町村別の配分案を算定し、今月17日には岩手県農業再生協議会において

関係団体との協議を経た上で、今月の 20 日に市町村、農業協同組合等にお知らせしたいと考えております。また、水田農業の推進方向としては、これまでの農業者戸別所得補償制度を活用した米の需給調整に引き続き積極的に取り組むことを基本として、売り切ることのできる米づくりに向けて県産米の販売促進の取り組みを一層強化するとともに、麦、大豆、それから飼料用米などの新規需要米ですとか備蓄米など、主食用米以外の作物の作付けによる水田の有効活用と生産性の向上を促進し、県内稲作農家の所得確保を支援する考えであります。

参考として、下に二つの表を掲げております。一つ目の表は、平成 21 年産以降の全国と本県の生産数量目標の推移を示しております。二つ目の表は、東北 6 県の状況を示しておりますが、前年と比較して増加したのは本県のほか宮城県、秋田県、山形県であり、青森県、福島県は減少しているという状況でございます。

○内宮競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況等について御説明いたします。

最初に、発売額の計画達成状況ですが、4 月 7 日の開幕から 12 月 3 日までの通算 104 日間の発売額は全体で 151 億 100 万円、計画達成率は 100.0%となったところでございます。内訳は、自場発売が 101.2%、広域委託発売が 97.6%、インターネット発売が 100.1%という状況でございます。

なお、粗利益で見ますと、収益率の高い自場発売、これが計画を 101.2%と上回っているということから、粗利益ベースでの全体の計画達成率は 100.5%ということで計画を上回っております。

また、右のほうの広域受託発売、これは他の主催者の馬券を発売しているものでございますけれども、これにつきましては計画達成率 99.4%という状況でございます。

次に、(2)の岩手競馬の発売額と入場者数の前年度比較でございますが、発売額につきましては前年度比 101.7%でございます。なお、今年度は、昨年度に比べ 1 日少ない開催日数となっておりますので、1 日当たりで比較いたしますと前年度より 102.6%となっております。

それから、競馬開催場における入場者数は 24 万 5,670 人で、前年度比 98.8%、1 日当たりでは前年度比 99.7%という状況でございます。

なお、インターネット発売につきましては、対前年度比較で 122.0%と 2 割ほど上回っておりますが、これにつきましては一番下の表の参考のインターネット発売の状況にありますとおり、本年 10 月から開始されました JRA インターネット会員への発売の増加によるものでございます。

次に、2 ページ目をお開き願いたいと思います。年間の収支見通しにつきましては、去る 11 月 20 日に開催されました第 4 回競馬組合運営協議会におきまして、10 月 29 日までですけれども、第 3 期までの発売状況、それから水沢競馬における 3 日間の追加開催が決定したことを踏まえ、年間の収支見通しを精査した結果、当期利益の収支見通しにつきましては前計画を 800 万円上回る 8,400 万円としたところでございます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○吉田敬子委員 卸売市場整備計画について何点か伺いたいのですが、環境問題の積極的な取組推進ということで、太陽光発電等のエネルギー活用などと書いてあるのですけれども、これは、被災した施設のみに関するものではなく、段階的に今後推進していくものであるのかどうかの確認と、現在、内陸部にもある卸売市場も含めて、エネルギーの活用等というのは現在どうなっているのかをお伺いします。

あとは、もう一つ、取組事項の中で、最後のほうの食のイベントや市場見学会などというのがあるのですが、これまでもそういう取り組みというのは卸売市場でやられていたかどうかをお伺いします。

○泉流通課総括課長 ここに掲げます取組事項につきましては、整備を推進するというよりも、各卸売市場が今後整備あるいは改修するに当たりまして、そういった環境に配慮したエネルギーを導入するなどの取り組みをしていく方向に努力していただきたいという方針でございます。よって、これにつきましては、各市場のほうの判断というか、取り組みになるものでございます。

それから、現在環境に配慮したということでは、現在、リサイクル施設等が全市場の中ではまだ4%程度、それから低温の安全衛生に配慮した荷さばき所はまだ13%、それから自動の荷さばき所はまだ取り組んでいる市場がないとか、そういった施設整備に今後取り組む際は、この計画なり、国の基本方針にのっとって整備を進めていただきたいという内容でございます。

見学会につきましては、現在各市場で市場まつりだとかということで地域の方に開放してございます。そういったところをもう少しもっと積極的にやっていただきたいというような趣旨の流れでございます。

○岩崎友一委員 1点だけなのですが、大震災を受けての復旧工事で、たしか災害査定が終わったのが去年の12月20日ぐらいで、ちょうど1年ぐらいたつかと思うのですが、農と漁村と林と、それぞれあると思うのですが、復旧工事の発注済みというのは全体の何割くらいあって、まだ発注されていないものはどのくらいあるのか。発注されていないものがあるのであれば、その理由と発注見込みについて教えていただければと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 農地、農業用施設の関係についてでございますけれども、まず災害復旧事業につきましては、原形復旧を基本にしておりますので、農地の場合は土地利用が現在市町村との間でいろいろ調整されている地域ですとか、あるいは今後圃場整備をやるよといった地域につきましては当面復旧が困難でございますので、それ以外で復旧が可能な311ヘクタールにつきましては、今農地の転用等についての調整案件も抱えてはおるのですけれども、基本的には全ての案件について、昨年度のうちに、工事発注が実施可能な部分については実施しております。そこについて、関係農家の方々の意向を確認しながら復旧を進めてきているというところでございまして、11月末現在で復旧可能な農地

に対しての復旧工事が大体4割方完了しているという状況でございますが、3月あるいは4月までには予定している工事を進めたいと考えて、現在進行管理をしておるところでございます。

○佐藤森林保全課総括課長 治山林道関係の災害復旧の関係でございますが、まず林道につきましては東日本大震災津波で106路線の被害を受けまして、そのうちの28路線の復旧について災害復旧事業で進めてきたわけでございますけれども、これにつきましては全て発注を終えまして、今年度中に全て完成ができる状況でございます。

それから、治山施設でございますけれども、55施設被災しておりますが、そのうちの17カ所を国の災害復旧事業でやるということで、17カ所のうち被害規模の大きい野田前浜とかそういった防潮堤の大きい3カ所を除きまして14カ所、これについては年度内に完成の見込みとなっております。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 漁港関係の復旧状況の関係からお話ししたいと思いますけれども、漁港関係は108漁港被災したということですが、本格的な復旧工事は98の漁港でスタートいたしました。そのうち完成しましたのは18漁港ということになっております。

それで、水揚げ機能の関係ですけれども、潮位にかかわらないで陸揚げが可能になっているところが69のところというような状況になっておりまして、陸揚げ機能の復旧率は大体64%ほどというような状況になっております。

それから、金銭的なものですが、これまで大体件数で600件ほど、金額で600億円ほどを契約して、順次進めているということでございまして、全体から見ますと4割ほどの進捗ということになっております。4割ほどですので、少し遅いと見えますけれども、これは防潮堤等の海岸保全の関係がまだ本格的な工事に着手していないところが大きく影響しておりまして、海岸保全施設についてはこれから年を明けて年度末から平成25年度が発注のピークになるであろうと思っております。

それから、漁港につきましては、かなり発注しておるのですが、まだ広域振興局のほうで細かいところの発注が残っておりますので、それらについては今後、順次発注していきたいと思っております。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸堤防の御説明を追加させていただきますが、10海岸あります農地海岸のうち、既に野田、宮古大沢、沖田という三つの海岸については工事に着手しております。それから、先ほど御審議いただきました山田町の小谷鳥海岸についても着工させていただきたいと考えております。またその他の海岸についても現在発注手続を進めておるところでございます。さらに、災害関連の区画整理、圃場整備工事でございますが、宮古市の摂待地区で圃場整備の第1号として着工させていただいておりますし、現在その他の地域におきましても発注手続に入っておるところでございます。

○岩崎友一委員 何で聞きますかという、ちょうどあしたで1年9カ月たちますけれども、本当であればまちづくりということでしっかりまちの復興が進めばいいのですが、地

権者との交渉等々ありまして、なかなか進んでいないと。それで、やはりできるところからしっかりとやって、形として被災者の方々に見せていくことが必要だと思ひまして、今の質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**工藤大輔委員** 卸売市場の關係の資料の見方で、ちょっと1点説明をいただきたいと思ひます。

現状認識として、人口が減ったり、また、資料2ページでも平成22年度と平成27年度の需要量、総需要量とか、平成27年度のほうは減少傾向にある。そしてまた、市場での取り扱ひ、これは3ページですか、品目別市場供給の現状と見通しでは平成22年度と平成27年度を比べると、平成27年度は、これは変わらないというような状況の数値を見ているわけですが、一方で2ページのほうの③、生産の現状と見通しでは、作付面積、生産量ともに平成22年度、平成27年度はかなり伸びる計画のようであります。これらの生産の現状と見通しという中で、多く生産された分の取扱量というのは、その中でどう見ればいいのか説明をしていただきたいと思ひます。これは、例えば県外に持っていかれるというような見方なのか、あるいは県内で取り扱ひされるとなれば、平成27年度のほうにおいてもその分野菜、果実、花卉等においてもふえていなければならないと思ひますが、その見方について説明をいただきたいと思ひます。

また、国のほうの第9次の基本方針の中で、⑥では経営戦略的な視点を持った市場運営の確保ということで、より専門性が問われ、また他県の状況に比べてもより有利な市場を構築していくという視点は大事だと思ひます。それらをもとにして、この部分についてはどのような戦略性を持った考えの中、素案づくりをされるのか、計画の中身についてはこの2点をお伺ひしたいと思ひます。

また、水産關係なのですけれども、今被災した漁船の73%ぐらいがどんどん確保されていっていると思っておりますが、それについて漁業権も随時同様な形で付与されているとか、書きかえの状況はどうなっているのか。

また、漁港また市場等が復旧していくことによって、廻来船の誘致等も出ておりますけれども、目標が出ていますが、廻来船誘致をする際に、漁業権を、岩手で操業する権利を持っていないけれども、実際には許可が得られるのであれば、例えばどこどこ漁港、市場に水揚げしたいというような船等もあるのですけれども、そういった点で少し前年実績、あるいはここ数年の水揚げ実績の状況を踏まえながらの漁業権の付与等を考慮されているのかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○**泉流通課総括課長** 第9次の卸売市場整備計画の関連で2点、生産量のふえた分についてはどうなっているかという点と、それからこの計画自体がどのような戦略でもって設定されているのかという2点の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。生産量につきましては、これは国の計画でございますが、今後、確実に生産量は伸びていくのではないかという物の見方で、そのうち平成22年度におきまして県内で消費される分につきましては野菜、果実、花卉等につきましては、野菜

が36%、果実が29%、花卉が12%、水産物が25%となっておりまして、野菜は62%、果実は70%、花は87%が県外で消費されるということで、県内での売り場、人口減少等もございまして、県内での消費というよりは県外のほうに流れていくのではないかという見通しでございます。

その次に、戦略でございますが、この計画は、まずこの卸売市場が今後5年間、27市場継続して運営していくというのが一つでございますし、その運営に当たりましては、やはり他県との市場との関係もありまして、全国レベルの市場にしていくということで、国の指針に沿った整備を進めていただきたいという内容の整備計画でございますので、特に戦略的というか、市場統合とか、そういったものではなくて、各市場が取り組むものを計画にまとめたものであります。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 漁船の確保につきましては、要望に基づき、交付決定をし、既に納入済みの船もございまして、これから順次その納入を待っているところと、そういう状況であります。

あともう一点は、漁業権の書きかえの状況がどうなっているかということでもありますけれども、漁業権につきましては来年度一斉切りかえということで、各漁協に県の方針を示したり、要望をとったりしながら来年度に向けて今作業をやっているところであります。

それから、市場のほうの廻来船誘致につきましては、いわゆる自県船でない船をいかに呼ぶかということで、久慈、宮古、釜石、大船渡、それぞれ市町村、仲買人、それから漁協、そういうところが話し合いをしながら、サンマ船なり、まき網船なりの誘致を回って水揚げを呼びかけているところでございます。こういうところに我々もいろいろ支援しながら進めていきたいと思っておりますけれども、今のところは各地区の市場あるいは市町村中心にやっているところでございます。

○工藤大輔委員 生産の現状のところを今説明いただいたのですが、平成22年度から平成27年度、生産量で見ると結果的に野菜で132.8%、果実で124%、花卉で134%ふえることになっていきますよね。一方で、説明いただいた県内、県外の割合、それぞれ何割という割合で市場に流れるだろうというような説明もいただきました。ただ、その次の④品目別市場供給の現状と見通しでは、平成22年度と平成27年度を比べると若干減っているのです。これは、ふえている分が見られていないと思うのです。この④の資料の数字では、若干にしても平成22年度と平成27年度を比べれば減っています。なのに、生産の現状と見通しでは132%、124%と、二、三十%ふえていると。県内にその分の割合で利用されるだろうと、市場で取り扱いされるだろうとなると、平成27年度もその分に見合った数字は伸びていなければならないと思いますが、伸びていないのでちょっと指摘をしたところなので、いま一度説明をいただきたいと思っております。

あと、漁業権の関係ですが、イカの関係でも青森の船が漁業権さえもらえれば、例えば八木の市場に水揚げしたいという船が私聞いているだけで2桁まではないのですけれども、1桁あります。他県のイカの船等でも、水揚げ実績がある、ないというのを整理すれば、

七、八百ぐらいの漁業権を青森の船にイカの許可を与えていたなと思いますが、実績等もちょっと加味しながら、操業していないとか、岩手のほうに余り来ていないような船があれば、積極的に操業したいのだと。そして、八戸等の市場に水揚げするのではなくて、岩手でとれたものをできるだけ岩手の久慈や八木の魚市場に揚げたいのだというところには、ぜひ漁業権を付与していただいて、岩手の水産、または市場機能の強化とか、水揚げの経営的にも相当いいわけですので、そういったところもぜひ見ていただきながら漁業権というものを、特にも他県の船、青森の船等には出していただかないと、どうしても八戸の市場が近い関係もあって、そっちに持っていくケースというのは非常に多いと。ただ、揚げてもらうためには、やっぱり買ってもらうなければならないという課題も確かにあります。買い受けのほうの体制というのもどう整えるかという課題もあるのですが、それはぜひ積極的に取り組んでいただくよう現状の認識についてお伺いしたいと思います。

○泉流通課総括課長 委員御指摘のとおり、生産量は伸びるのに、市場は減少しているのではないかという御指摘でございますが、先ほど資料ナンバー2に簡略化してございますけれども、1の卸売市場の概況の中の取扱数量についてでございますが、数量は確かに平成15年から平成22年は取扱数量としては、県内分でございますが、減っておりますし、数量的には10%の減でございます。価格的には、取扱高も20%減るといようなこともございまして、社会の状況、それから地域のニーズに応じまして、一つの単体の市場では成り立たないということで、市場が減少していくということでございます。そのために、今回卸売市場整備計画の中の市場の取組事項としまして、卸売業者及び仲買業者の経営の近代化というところの中で、経営体質の強化や、それから増資、財務体質の強化というものを念頭に置きながら市場の積極的な運営に取り組んでいただきたいというものであります。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 青森県船と他県船のイカ釣り漁業の誘致というお話でありますけれども、イカ釣り漁業につきましては青森県、本県、それぞれ入会漁業をやっておりますし、許可を出し合っております。むしろ本県よりも青森県船のほうが多い状況になっておりますし、またそこら辺は両県のイカ釣り漁業者、業界等が話し合いをしながら今進めている状況になってございます。本県船もイカ釣り船は青森に限らず、山形、秋田、新潟のほうまで行って、それぞれ漁をして水揚げしてという形で、八戸にもやっていますし、また八木のほうに水揚げもしているという状況でございます。また、買い受け人が単価を高く買って行くのかというあたりも重要となってまいりますし、今、八木のほうでもそういう重要施設を設けたりしておりますので、漁業者にとってメリットがあるような施策をしながら引き込むような形を支援してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 私は、シイタケ生産にかかわってお伺いいたします。

来年度に向けた再生産対策についてお伺いしたいと思います。シイタケ生産農家は、通常ですと来年度生産に向けて11月に原木を確保して、早い人であれば翌年1月には植菌作業に入るというのが通常のスケジュールなのですが、いまだに来年生産していいものかどうか、そういう判断に苦しむというか、そういう説明が全くされてないという状況

なのです。再生産に向けた対応について、今どのような状況になっているのか、少し詳しく説明していただきたい。

○佐野林業振興課総括課長 再生産に向けては、今ほだ木の処理、処分をしながら、ほだ場の環境整備を進めて、希望する方には原木を確保し、供給するという流れで進めております。一方で、重要なのが出荷制限の解除に向けて、どう取り組むかということでございまして、出荷制限の解除につきましては本会議でも御答弁しましたように、盛岡市において、その解除に向けた取り組みを林野庁と協議を進めているという状況でございます。

○高田一郎委員 今4点ほど話をされました。具体的にお伺いしますけれども、まずほだ木の一時保管対策、汚染されたほだ木ですね、移動、運搬収集のための予算措置がされましたけれども、事業実績が具体的にどのように上がってくるのかというのが一つ。

それから、ほだ場の除染対策ですが、これはほだ場を除染して、そこにシイタケ生産した場合に、どういう放射能汚染の影響が出るかという試験栽培をやられてきたと思うのですが、その結果について具体的にどういう結果が出ているかというのが二つ目です。

それから、原木確保について、具体的にどこまで確保されているのか。生産者には全くその説明がされていない。きちっと生産予定とされる原木が確保されるかどうか、いまだに説明がされていないという状態です。この点については、どうなっているのか。

それから、出荷制限解除に向けた問題については、林野庁と協議しているということですが、出荷制限解除するためには、どういった条件をクリアしなければいけないのかということについてもお伺いしたい。

○佐野林業振興課総括課長 まず、原木等処理事業の予算の状況でございます。市町村から処分の計画等いただいて、事業費として処分対象を内示しております額が現在1億7,174万円となっております。

次に、ほだ場環境整備に係って実証試験をやっている状況でございますが、現在林業技術センターにおいて中間報告の取りまとめをやっている状況で、今週中に報告をいただくという予定でございます。

それから、原木の確保状況でございますが、県内の希望量が20万9,000本でございます。これにつきまして、ほぼ原木林が確保済みでございまして、今労務の手配ですとか、最終的な生産者へどうやって渡すかというところについて詳細を詰めている段階でございます。

それから、出荷制限の解除につきましては、具体の条件でいきますと、空間線量をきちっと測定するという事、それにあわせて放射性物質濃度を生産物であるシイタケ、ほだ木、それから土壌についてそれぞれ1ほだ場ごとに五つの小ロットごとに検体をとって測定してくれということをお願いしております。

○高田一郎委員 生産者が今一番感じていることは、来年生産が本当にできるのかどうかという判断が今できない状況なのです。だから、今話された問題について、生産者が全くわからないと。だから、判断しようがないということなのです。シイタケ生産農家に寄り添って、現状を話して、そして要望をよく聞きながら対応していくということが非常に大

事だと思っておりますけれども、こういう説明というのは具体的にどの程度徹底しているのかということについてお伺いしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 これまでのさまざまなことについて、振興局、振興センターを通じていろいろお話ししてまいりました。今月中旬になりますけれども、奥州市、それから一関市において生産者を交えて説明を行う予定でございます。

○高田一郎委員 生産者がそういう情報を一番知りたいということですから、やはり早くそういう情報を徹底して、生産農家の意見をよく聞いて、具体的な対応をしていただきたいと思っております。

それで、少し何点かお聞きしたいのですけれども、ほだ場の除染をしても安全なシイタケが生産できるかどうかという点では、農家の皆さんは非常に不安を持っているわけです。今でも来年の生産をやめようというような生産農家もかなりふえている状況です。したがって、やはり思い切った支援策というものを打ち出さないといかないと、本当にシイタケ生産、産地はかなり深刻な状況になるのではないかなと思っております。例えば人工ほだ場とか、あるいは施設栽培とか、そういった形で生産をしようという方々に対しては、これまでの補助策ではなくて、さらに上乘せした支援を行うとか、あるいは生産を断念せざるを得ない生産農家の方々には、収入確保対策として何らかの違った新たな作物で頑張ろうという、そういった人たちにも対応できるような、具体的な支援策というものが需要ではないかなと思っておりますけれども、その辺も含めて、12月中旬にやられる説明会の中でしっかりした方向性を持って説明に入ったほうが良いような感じがするのですけれども、それについてどのようなお考えを持っているのかをお伺いしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 人工ほだ場あるいは施設栽培といったことにつきましては、特に施設栽培につきましては放射性物質の影響を受けにくい、管理をしやすいというメリットもございます一方、積雪、強風に弱い部分もあるということで、さらにはさまざまな栽培技術的な指導が必要だということで、そういったことについてきちんと現場の方々との意見交換が必要かと思っております。また、施設整備を行う部分については、かなりの費用負担が伴うということですので、それについてどういったことが行えるかについて検討してまいりたいと考えております。

新たな作物、あるいは収入確保対策ということにつきましては、まず私どもとしては何とか産地の維持、再生ということを図っていただきたいということで組み立てを考えておりますが、今後必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

○大宮惇幸委員 私からは、過般、長崎県で開催されました第10回の全国和牛能力共進会、いわゆる和牛全共、これに関連してお尋ねをするわけでありましたが、岩手県畜産議員クラブからも、全員とはいきませんでしたけれども、激励会なり、実際の審査会場、あるいは岩手県から出品された仮設牛舎等々について足を運んで見てきたわけでありましてけれども、大変距離のある岩手県と長崎県で牛の移動があったわけですね。生産者からは、牛に対するストレスも大変あったと。にもかかわらず、岩手県の牛が全部門でいい成績をおさめた。

結果、総合で5位というすばらしい成績をおさめたわけでありますけれども、その中でも特に種山で飼育されている種牛が2位というすばらしい成績をおさめたわけでありまして、その種牛に飼育農家といますか、繁殖農家が大きく期待をしていると私は思っております。

そうした中で、次の第11回は宮城県という隣県であります。今後5年後に向かって、共進会に向けての牛づくりも大事であるわけでありますけれども、畜産県岩手としての取り組み、総合的な畜産県岩手としての取り組みをどうするのか。特に繁殖、肥育部門をどう進めていくのかということについて、私はお尋ねをしたいと思っております。いずれ素牛が重要なわけでありまして、県としても素牛購入者である生産者に、やはり畜産振興の意味合いからも何かしらの助成制度があつてしかるべきだとも思っておりますけれども、それらを含めてのお考えをお聞きしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のごございました先般長崎県で開催されました第10回の全国和牛能力共進会の結果を踏まえて、今後どう肉牛振興を図っていくのかといったお尋ねであろうと思っております。まずもって、委員の皆様方、岩手県畜産議員クラブの皆様方には、当日、10月26日現地の生産者の現地激励会におきまして多数出席していただきまして、大変ありがとうございました。結果につきましては、今委員がおっしゃったとおりでございますが、県では今回の結果を踏まえまして、5年後の宮城県で行われます第11回の全国和牛能力共進会に向けまして、今回以上の成績を獲得できますように関係機関、団体と協力しまして、いわゆる岩手生まれ、岩手育ちの牛づくりを強化いたしまして、地域内一貫生産を推進しまして、いわて牛のブランド化を強化してまいりたいと考えてございます。具体には、繁殖部門につきましては、いわゆる県有種雄牛をもっともっと使ってもらおうということで、今のところ44%の利用率でございますので、県の家畜人工授精師協会と連携をしながら、県有種雄牛の価格の形成ですとか、そういったものについてもPRして行って、連携を図って県有種雄牛の利用促進に向けて対応してまいりたいと考えてございますし、あわせて肥育牛につきましても現時点におきましては県内の種雄牛産子を肥育素牛として入れているのは約3割しかないというのが実態でございますので、これにつきましても実態をお話ししながら、関係団体とどのようにして素牛購入に向けてどんな施策を講じることができるのか、今まさに検討している最中でございますので、そういうことで取り組んでまいりたいと思っております。

○大宮惇幸委員 ありがとうございます。いずれ総合で5位という成績であったわけでありますけれども、大部分が九州勢であったわけであります。しかし、畜産県の岩手県として、やはり5位には甘んじていられないと。過去に岩手県で開催された全国和牛能力共進会の際には名誉賞までとったという経緯があるわけでありますから、やはり条件は今度の5年後はいいわけでありますから、しっかりと畜産振興に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

いずれ先ほども言いましたけれども、牛は農業水産業の振興の一部にすぎませんけれど

も、畜産が占める農業生産は6割を超えているわけでありますから、県としても畜産にもう少し力を入れる必要があるのではないかと私は思います。そこで、部長、今繁殖農家、肥育農家の方々からの声は、やはり素牛に対する助成制度があってほしいというのが聞こえてまいりますので、今後それらについてどう取り組んでいこうとしているのか所見をお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 今委員の御指摘がございました件につきまして、先ほど渡辺畜産課総括課長が答弁申し上げたとおり、どう素牛をつくっていくか、さらにその素牛をどう県内で育て、岩手の牛として市場に供給し、評判をより高めていくかというのが大切な課題であるという認識でございます。そういった意味で、どのような支援のあり方をしていくかというのは今内部でさまざま検討をいたしておりますので、そちらの方向に行けるように努力してまいります。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県産農林水産物の輸出促進についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることにいたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。